解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年四月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

三重県伊勢市神久一丁目三番四号

特定非営利活動法人伊勢生きがい対策事業団

代表清算人　荒木才五郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

京都市左京区吉田牛ノ宮町　京都大学人文科学研究所内　財団法人人文科学研究協会

清算人　金　文京

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月三十一日社員の欠乏により、平成二十一年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

沖縄県那覇市松川二丁目九番地の一

医療法人一進会

清算人　玉城　進

解散公告（第二回）

当組合は、土地区画整理法第四十五条第二項の規定に基づき平成二十一年十月一日付けで各務原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

岐阜県各務原市川島松原町四九一番地七

川島町中央土地区画整理組合

清算人代表　尾関　益男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地

特定非営利活動法人アジア経済文化研究所

清算人　劉　京宰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月八日開催の評議員会の決議により、平成二十一年十月二日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

岩手県一関市千厩町千厩字舘山六番地の四

○　財団法人東磐医療協会

清算人　村上　賢一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月三十日

沖縄県那覇市泊二丁目一五番地の八

特定非営利活動法人育伸子育て支援協会

清算人　山川　勝義

配当公告

北海道網走市潮見二丁目一五番一号

破産者　株式会社ハチウロコ佐々木

右の者に対する釧路地方裁判所網走支部平成二十年（フ）第二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六九、八七八、六五三円

一、配当をすることができる金額

金三四、〇〇二、六五七円

平成二十一年十月三十日

北海道網走市台町三丁目八番五号

破産管財人　河邊　雅浩

配当公告

愛知県豊橋市松葉町三丁目一〇佐野病院、住民票上の住所愛知県豊橋市大橋通三丁目四五番地二

破産者　塩野谷商店、塩野谷食品、豊橋貝類出荷組合こと　塩野谷榮一郎

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成十九年（フ）第四一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七四、三八三、三七七円

一、配当することのできる金額

金一〇、八〇二、七三一円

平成二十一年十月三十日

愛知県豊橋市大国町三六番地

破産管財人　波田野浩平

配当公告

愛知県春日井市林島町一五七番地

破産者　三基工業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三六〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三六七、五三四、七一二円

（内優先債権額　金七五〇、〇〇〇円）

一、配当することのできる金額

金四九、九九八、〇九七円

（内優先債権額　金七五〇、〇〇〇円）

平成二十一年十月三十日

名古屋市守山区中新一〇―八シャンボール小幡二階B号　破産管財人　岩月　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市忠和七条三丁目四番、最後の住所北海道旭川市忠和七条三丁目四番六号

被相続人　亡　髙橋　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

北海道旭川市川端町七条一〇丁目一番五五号

連絡先　北海道旭川市花咲町四丁目司法書士加藤卓事務所

相続財産管理人司法書士　岸本小百合

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市西町二丁目六番地一四、最後の住所北海道滝川市西町二丁目八番九号

被相続人　亡　幸坂　兼藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

北海道滝川市扇町三丁目九番三四号

相続財産管理人　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市北一一条東一丁目六番地、最後の住所北海道網走市北一一条東一丁目一番地の一　被相続人　亡　関澤　國男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

北海道網走市台町三丁目八番五号

相続財産管理人　河邊　雅浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県東和賀郡滑田村九四番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　佐藤　圓治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

岩手県盛岡市茶畑一丁目六番九号

相続財産管理人　畑山　尚三

第６期決算公告

平成21年10月30日

東京都港区赤坂五丁目２番20号

エスエフシー・ジェイ・カンパニー

日本における代表者　比嘉　徳和

貸借対照表の要旨（平成21年６月30日現在）

資産の部（単位：円）	
流動資産	219,759
資産合計	**219,759**
負債・純資産の部（単位：円）	
流動負債	219,663
資本金	96
剰余金	0
（うち当期利益）	(0)
負債・純資産合計	**219,759**